

第20条(契約に関する紛争の解決) この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わない場合には、甲又は乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停により解決を図る。

2. 甲および乙は、その一方又は双方が前項の規定にかかわらず、仲裁合意に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第21条(補則) この契約書に定めていない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めることとする。

以上この契約の証として本書 2 通を作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲(注文者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

乙(請負者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

丙(監理技師)

住 所 _____

氏 名 _____ 印



工事請負契約書

注文者 _____ (以下「甲」という。)

請負者 _____ (以下「乙」という。)

監理技師 _____ (以下「丙」という。)として
(監理技師を置く場合に限り記載する。)

この契約書(約款含む)と添付の図面等1式、仕様書 1冊とによって工事請負契約を締結します。

1. 工事名称

2. 工事場所

3. 工期
着手 令和 年 月 日
完成 令和 年 月 日

4. 請負代金 金 円

内工事価格 金 円

(取引に係る消費税額を除く額)

取引に係る消費税額 金 円

5. 支払方法 工事終了時のとき 金 円

金 円

金 円

金 円

6. 検査の時期および方法 約款の定めによる

7. 引渡し時期 検査合格後7日以内

8. 履行遅滞違約金 約款の定めによる

9. その他 _____

